

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— ひと月の時間外労働時間数の上限 —

Q: 時間外労働の上限規制が2020年4月から中小企業にも導入されますが、月や年単位だけでなく過去の平均など複雑で、どう管理すればよいかわかりません。

A: 時間外労働の上限を上回らないようにするために、**あらかじめ当月に可能な時間外労働の時間数を把握**しておくことも一つの方法です。もちろん、時間外労働・休日労働時間数の上限さえ守ればよいということではありませんので、いずれも必要最小限にとどめるようになさって下さい。

36協定で定めた上限が**月45時間・年360時間**(1年単位の変形労働時間制ではなく特別条項も適用しない場合の法律の上限)の場合、当月に可能な**時間外労働時間数の上限**は、次の①、②、③、④のa~eのうち**最も少ない時間**となります。

- ①45時間(月の上限)
- ②360時間(年の上限) — (36協定の対象期間内の)前月までの時間外労働時間数の合計
- ③「**当月の時間外+休日労働時間数(以下★)が100時間未満**であること」から100時間—当月の休日労働時間数**未満**
- ④「**2~6ヶ月分の★の各平均が全て月80時間以内**であること」から逆算した以下の各時間数
 - a)月80時間×2ヶ月—前月分の★
 - b)月80時間×3ヶ月—前2ヶ月分の★
 - c)月80時間×4ヶ月—前3ヶ月分の★
 - d)月80時間×5ヶ月—前4ヶ月分の★
 - e)月80時間×6ヶ月—前5ヶ月分の★

なお、**特別条項を適用**する場合、法律の上限は**年720時間**で、さらに**月45時間を超える時間外労働は年6回まで**等の要件が加わります。



本年も宜しくお願いいたします。

最近のニュースから

子どもの看護休暇 1時間単位の取得も可能に
厚生労働省は、現在は半日単位で取れる介護休暇と子どもの看護休暇について、原則1時間単位で取れるよう育児・介護休業法の施行規則などを改正する方針を決定。施行は早くても来年度になる見通し。パートタイム労働者など1日の所定労働時間が4時間以下の人についても、今回の改正で1時間単位の介護、看護休暇が取れる対象に含める方針。

年金手帳を廃止して「通知書」へ
厚生労働省は、公的年金の年金手帳を、電子データ化に伴い必要がなくなったため、廃止する。新たな加入者には、年金手帳に代わり、「基礎年金番号通知書(仮称)」を発行する。来年の通常国会に関連法案を提出する予定。

～ 日本法令 社労士情報サイト より～

社労士の視点

2019年もありがとうございました。

【2019年を振り返り】労働の分野では様々な改革が進みました。有給休暇の5日間取得「義務」もそのひとつ。人手不足の現場では相当の工夫が必要です。取得をさせないと「労働基準法違反」となり、30万円以下の罰金。しかも一人当たりですから、10人の労働者に取得をさせることができなければ300万円の違反金という可能性もあります。今後、労基署がどのような指導をするかは不明ですが、「うちは大丈夫」とタカをくくってはいけません。年末、年度末にかけてまだ取得ができていない労働者は残っていませんか？

【2020年を迎えて】2020年から施行される「同一労働同一賃金」への対策も中小企業もたったの1年遅れ(2021年4月～)です。対応に着手しておく必要性に迫られています。いずれも早めの対応が肝心！

ご相談はお早めに!(^^)!